

第8回 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会 要点録

【日 時】令和8年(2026年)2月9日(月) 午後2時00分～午後4時00分

【場 所】浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 501 会議室

【出 席】

1 委員（学識経験）：4人

- (1) 宮脇 健太郎（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
- (2) 荒井 喜久雄（元公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長）
- (3) 櫻井 達也（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
- (4) 荒井 康裕（東京都立大学 都市環境学部都市基盤環境学科 准教授）

2 事務局：7人（事務局長、事業課長、総務課長、総務課係長、事業課係長、事業課主任2人）

3 施設運営事業者：2人（運営所長、運転所長）

4 傍聴者：0人

【次 第】

1 開会

2 議事

提出資料をもとに、以下のとおり議論を行った。（要点）

(1) 浅川清流環境組合の運転状況について

事務局：【資料1】「維持管理情報 2025年12月」を元に、浅川清流環境組合における2025年度4月1日から12月末までの運転状況について説明する。

（1頁上段）1号炉の運転実績日数は218日、点検期間については、5月17日から6月11日までと、9月20日から10月20日までとなっている。

2号炉の運転実績日数は211日、点検期間については、4月9日から5月7日、5月31日、8月22日から9月10日、11月28日から12月11日となっている。2号炉の11月28日から12月11日までの稼働停止については、計画外の停止期間で灰搬出先である二ツ塚処分場において、11月21日に機器トラブルが発生し、灰の受け入れが停止されたことに伴い、貯蔵タンクに溜まっている灰の量がタンクの容量を超える可能性があったため、2号炉の稼働を停止した期間である。

（1頁「排ガス測定」の欄）ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシン類の測定結果はいずれも基準値内である。

（1頁「排水・悪臭の測定」「騒音・振動の測定」の欄）排水・悪臭の測定、騒音・振動の測定について、結果は基準値以内である。

(2頁上段)「搬入実績」について、日野市・国分寺市・小金井市から当施設に搬入されるごみの車両台数と重量を示した資料である。ここでの車両台数、搬入量は家庭ごみを主に収集する委託業者と、事業系のごみを収集する許可業者のものであり、リサイクルに回せない汚れたプラスチックや、日野市・小金井市からの可燃性粗大ごみを含んだ搬入実績となっている。

(2頁下段)「搬出実績」について、当施設から搬出される焼却灰などの実績である。搬出先は西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設である。焼却鉄、落じん灰、一部の焼却灰は民間施設へ搬出している。

(3頁)上段が1号炉と2号炉のごみ焼却実績、以降は燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の数値である。いずれも基準値の範囲であり、安定した燃焼管理を行えている。

(4頁)本資料(【資料1】)の1頁にて説明した、ダイオキシン類・ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素の測定内容について測定日などが入った詳細となっている。

(5頁)放射性物質濃度測定に関する項目の結果となっている。放射性セシウムは8,000Bq(ベクレル)/kgの基準に対して、大きく下回るか、検出せずの結果となっている。また空間放射線量率は、日野市が市内の公園1か所で測定している数値と同程度である。

【資料2】「環境監視日報 2025年12月」について説明する。当施設では、煙突入り口付近に設置している連続測定器にて排ガス中の有害物質について測定を行っており、測定した数値は1時間平均を公害防止情報表示盤及び、ホームページで公表している。当組合では法規制値に加え、全国でもトップクラスの厳しい自主規制値を設け施設の運転を監視している。参考として2025年12月分の測定結果を配布している。

学識：【資料1】「維持管理情報 2025年12月」1頁目について、上段の運転実績項目中の1、2号炉共通の年次点検についてはいつ行っているか。

事務局：共通部分の点検については、2炉を同時に止める1月10日から26日に実施している。

学識：適正に維持管理なされていると考えてよいか。

事務局：そのとおりである。

学識：【資料1】3頁目「2025年維持管理情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく項目)」について、これらの項目の維持管理情報は公表しなければならないとされているが行っているか。

事務局：運営事業者である浅川環境テクノロジーのホームページにて公表している。

学識：東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設が大規模更新工事を行うと聞いているが、どうなっているか。

事務局：短期間での更新工事ではなく、5年間かけて年間100日程度受入れを止めて工事を進めるスケジュールとなっている。灰の受入れができないと各施設困るので、灰を固めたものを仮埋めし施設更新後に掘り起こしてセメント化する流れとなっている。

(2) 環境定点測定結果について

事務局：環境定点測定の結果について、【資料3】は令和5年度に実施した環境定点測定結果、【資料4】は令和6年度に実施した環境定点測定結果であり、それぞれの資料1枚目が夏季、2枚目が冬季の結果となっている。【資料5】は令和7年度夏季に実施した環境定点測定結果である。

環境定点測定については、施設の建設計画当時、施設周辺の5自治会との意見交換において、「居住地に近い地点で環境調査を行い、可燃ごみ処理施設が稼動する前後、施設の運転時・停止時の比較結果にて環境への影響がないことを示すことは、住民が抱く環境負荷への不安等を取り除くことや施設建設稼動への理解につながるのではないか」との意見があった。このような意見を受け、当組合では環境影響評価とは別の事業として、可燃ごみ処理施設稼働前の平成29年度より、環境定点測定を実施している。測定時期、回数については、炉の運転時に2回で夏と冬、また全炉の停止時には1回で冬の測定をしている。測定地点は新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター、上落川公園の4地点である。運転時は全地点を測定し、停止時は4地点を輪番で測定しており、測定項目は【資料3】【資料4】【資料5】に記載の通りである。

測定結果は、いずれの場所も同程度の数値であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準とされている環境基準等の基準値以内の数値が出ており、隣の市である多摩市に東京都が設置している大気汚染常時監視測定局である多摩市愛宕測定局の測定値と比較しても数値は同程度となっている。前回の第7回専門家委員会での環境定点測定に関するご指摘、ご助言として、環境定点の測定日における気象状況を後日、測定環境を振り返る上でも残しておくというご助言をいただいた。組合として本年度の冬の環境定点測定から測定時に天気、気温、湿度、雲量の気象状況を保管することとした。

なお、令和7年度冬季の環境定点測定は昨年12月と今年1月に実施し、測定結果は3月頃に出る予定である。

学識：定点測定のデータを経年的に収集していると思うが、数値で気になるような数値があったか。また水銀の指針値が $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（年平均）となっているが、測定値は $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、40分の1程度であるという理解でいいか。

事務局：これまで経年で測定してきて、大きな数字の違いはない状況である。水銀の数値についてはおっしゃる通りで、大幅に低い数値である。

学識：この水銀の濃度はバックグラウンド濃度であると考え。ここから遠く離れた場所でも観測を行って、同じような数字が出ることを把握すれば、この施設に起因するものかどうか説明しやすくなるのではないか。

事務局：建設時の環境影響評価では、バックグラウンド濃度が $0.0024 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、それと同等か少し低いぐらいの数字なので、当施設の影響はほぼない考える。

学識：すでにバックグラウンド濃度の情報があるのであれば、他場所での測定は必要ない考える。

学識：基本的には継続的にまた丁寧に、環境調査を継続することが重要と感じている。

(3) 市民からの要望に対する回答状況について

事務局：【資料6】「市民からの要望に対する回答」を元に、前回の専門家委員会が開催された昨年8月以降、本日に至るまでの間に受けた質問・要望等（1件）について内容及び回答について読み上げ説明する。

学識：この回答に対して質問者の方から折り返しのやり取りなどしているのか。

事務局：今のところ追加での質問等はない。

学識：説明は論理的でいい説明であると思うが、市民の方には難しいと思うところが幾つかある。例えば「設計されている」（1頁〈回答〉2行目）というところは自然現象に対してなのか、施設がそうなっているのかとか、また「特定が大変難しい」（1頁〈回答〉4行目）というのは、定点観測の難しさなのか、常設観測の難しさなのかなど、市民の方に分かりづらくなっているので少し気になるところである。また、最後の「測定の必要はない」（1頁〈回答〉最終行）と言い切っているところを「環境アセスなど保守的な計算に基づいたとしても、直ちに健康に影響があるものでないのご安心ください。」といった説明にした方が市民の方にとって受け入れやすいと考える。

事務局：今後、同様な質問がなされる可能性もあるので、その際は頂いた助言を参考とし、論理的で分かりやすい回答としたい。

学識：1つ目の要望に対しては、環境における水銀濃度が指針値（ $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（年平均）環境省管理局长通知）でも環境に被害が生じるような状況にはないということも補足し、指針値だとか環境基準というところの理解を求めるような表現をしてもいいかと思う。また2つ目の要望は、水銀濃度計測システムに対して誤解があるみたいで、集塵機前の測定は、法規制を受けている煙突出口での測定とは異なるため、あくまでも管理のために使っていることをうまく説明したらいいと思う。

学識：水銀に関しては、過去に何回か一時的だが基準超過があって、市民の方は気にされている方多いと思うので、丁寧に説明することで不安の解消にも繋がる。今後も適切に情報提供、共有を進めてほしい。

なお、これは個別に回答したと思うが、この内容について、ホームページで公開

されるのか。

事務局：専門家委員会の資料としてホームページに掲載させていただく。

学識：ホームページに掲載することで、同様な意見を持った方が見た時に、専門家委員会の中でも問題がない状況であることを確認した旨が伝わればいいかと思う。

学識：本日の議題はこれで全てとなる。ご意見等なければこれで終了とする。

3 その他
特になし

4 閉会

事務局：次回専門家委員会は令和8年8月頃に実施を予定している。各委員方には後日、日程の調整をさせて頂く。

学識：次回、令和8年8月のご参集をお願いします。第8回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を閉会する。